



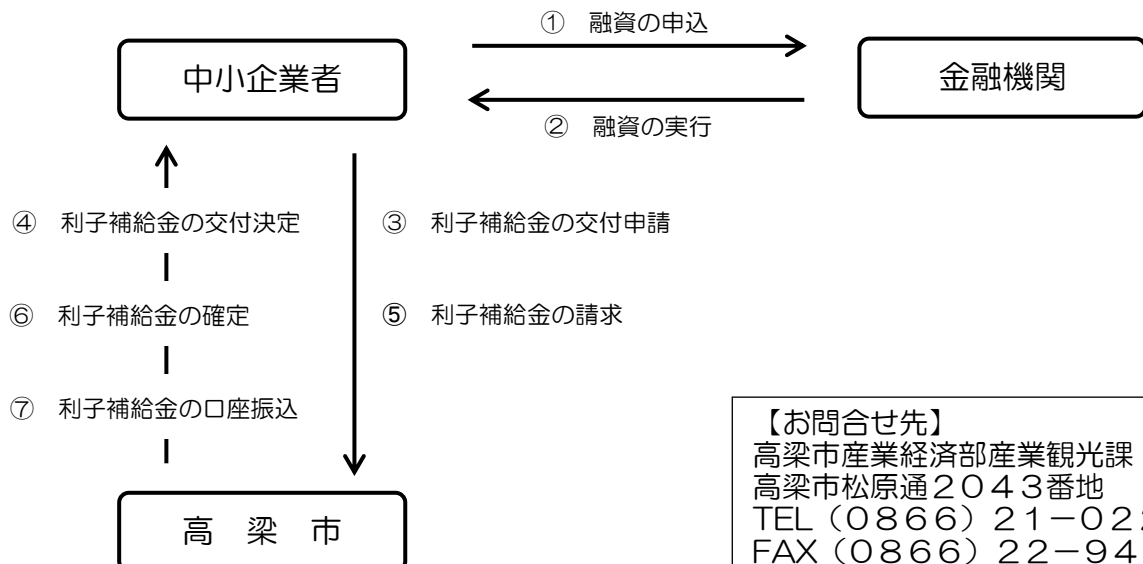
平成30年7月豪雨により被害を受けた 中小企業者に対する災害復旧融資利子補給事業

平成30年7月豪雨災害により被災された市内の中小企業者の復興支援を図るため、制度融資を利用した方へ利子の補給を行います。

1 利子補給の概要

対象者	市内に住所を有する個人事業者、市内に主たる事業所若しくは事務所を有する法人又は市が工業団地を設けて市内に誘致した法人
利子補給 対象融資	対象融資は、平成30年7月5日から平成31年1月31日までに受けた次の融資とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県危機対策資金（危機関連及び知事特認） ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付） ・商工組合中央金庫（災害復旧資金）
利子補給 の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給率 1.0% 以内 ・利子補給対象融資限度額 1企業 3,000万円（上記融資を2種類以上借受した場合は合算した額） ・利子補給対象期間 利子払込開始月から3年間 ・申請期限 毎年12月末までに支払った利息を3月末までに申請
申請要件 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納していること。 ・り災証明書を受けていること。 ・事務所を市外に移転した場合や事業を廃止した場合はその日が終期

2 利子補給手続フロー



【お問合せ先】
 高梁市産業経済部産業観光課
 高梁市松原通2043番地
 TEL (0866) 21-0229
 FAX (0866) 22-9460